

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	岡垣町
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	67-6
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.okagaki.lg.jp/s022/060/030/my_number.html

執行機関名 岡垣町長

心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	福岡県心身障害者扶養共済制度加入者掛金の補助に関する規則(平成5年岡垣町規則第13号)による共済制度加入者のうち経済的に困難な世帯に対する、掛金を補助することに関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		岡垣町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第5の項 福岡県心身障害者扶養共済制度加入者掛金の補助に関する規則(平成5年岡垣町規則第13号)による共済制度加入者のうち経済的に困難な世帯に対する、掛金を補助することに関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第1条	福岡県心身障害者扶養共済制度加入者掛金の補助に関する規則 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく <u>重度の障害を有する者</u> に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第1条 この規則は、福岡県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年福岡県条例第21号)第5条の規定により加入した者(以下「加入者」という。)のうち経済的に困難な世帯に対し掛金の補助をすることによって、 <u>心身障害者福祉の増進</u> をはかることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		福岡県心身障害者扶養共済制度加入者掛金の補助に関する規則(平成5年岡垣町規則第13号)